わせ先の下

空電話 四ファクス 定定員 料料金

イール III

# 補助金で 暮らしをサポート

#### ■新開地区の空き店舗を活用した 改修補助

新開地区(久保一丁目・二丁目)の遊休施設を 活用して、新たに出店・開業する人へ補助金を交

- ■受付中~7月2日(月)
- 圆(一社)尾道観光協会(☎0848-36-5495) まちづくり推進課(☎0848-38-9223)



### ■市内全域を対象とした 空家等活用促進モデル事業補助

地域活性化につながるような滞在体験、交流、 体験学習、創作活動などの施設として空き家を 活用をする場合、改修にかかる費用の一部を補 助します。

- 園概ね1年間使用されておらず、改修後10年間 活用できる建築物
- 団補助対象工事費の3分の2(上限250万円)
- ■受付中~6月29日金

※書類審査・プレゼンテーション審査等あり。

圓建築課(☎0848-38-9347)

# ■尾道市空き家バンク地区の 空家等改修支援事業補助

尾道市空き家バンクに登録している空き家を 対象に、居住のために必要な改修費用の一部を 補助します。

- 園尾道市空き家バンクに登録している、次の地 域の空き家
- ●町全域:西土堂町、東土堂町、長江一丁目、西久 保町、東久保町
- ●車が入れない路地に面した区域のみ:東御所 町、土堂一丁目、土堂二丁目、十四日元町、尾崎 本町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目
- 団補助対象工事費の3分の2(上限30万円)
- ■受付中~11月30日金
- **間**建築課(☎0848-38-9347)

#### ■瀬戸田地区空き店舗活用支援事業

対象地域に出店する際、店舗部分の施設改修 や備品購入にかかる費用の一部を助成します。

対象地域 瀬戸田歴史的風致地区

- 園空き店舗や空き家を活用して新たに出店開業 する個人事業主・中小企業者・NPO法人で、平 成31年3月31日(日)までに開業できる人
- 内補助対象経費の2分の1(上限250万円)
- ■受付中~6月29日俭(一次募集)
- ※書類審査・審査会等あり。
- **圓瀬戸田支所しまおこし課** (20845 - 27 - 2210)

# ■市内全域を対象とした特定空家等 及び不良空き家除却支援事業補助

老朽化し危険な空き家の除却に必要な費用の 一部を補助します。

- 対次のいずれかに該当するもの
- ●特定空家等

市が特定空家等の認定を行った建築物 ※措置が命じられているものを除く。

- ●不良空き家(次の全てを満たすもの) ①概ね1年以上使用されていないもの ②過半が住宅として使用されていたもの
- ③構造の腐朽か破損などにより著しく危険性 のあるもの
- 西補助対象工事費の3分の2(上限60万円)
- ■受付中~11月30日金
- 圓建築課(☎0848-38-9347)

# 四日本 李 田 本 李 日 日 本 本 日 日 本 本 日 日 本 本 日

#### ■アスベストの除去等工事費補助

- 関市内にある民間建築物
- 対象工事 建築物に吹き付けられたアスベスト の除去、封じ込めや囲い込みに係る工事
- 西補助対象工事費の3分の2(上限200万円)
- ■受付中~10月31日(水)
- 圓建築課(☎0848-38-9245)

#### ■土砂災害対策改修工事費補助

- 別土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からそ の区域内に立地し、土砂災害に対する構造基 準を満たしていない建築物
- ※工事の完了報告が平成31年3月15日金まで に提出できるもの。
- 四補助対象工事費の23%(上限補助額75.9万円)
- ■受付中~10月31日(水)
- 圆[改修工事の補助]

建築課(☎0848-38-9245)

[土砂災害特別警戒区域]

土木課(☎0848-38-9254)

#### ■木造住宅の耐震診断・改修費補助

- ●木造住宅の耐震診断 最高 2 万円
- ●木造住宅の耐震改修 最高30万円
- ●耐震シェルター等設置 最高12.5万円
- 別次の全てを満たすもの
- ①市内にある木造の一戸建住宅か長屋住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ③実際に住んでいること
- ④平屋建か2階建
- ※耐震改修は、耐震診断の結果、耐震性に不足が あると判定された住宅が対象。
- ※耐震シェルターの別途要件(年齢制限等)は撤 廃しました。
- ※耐震診断か改修工事が平成31年1月31日休 までに完了できるもの。
- ■受付中~10月31日(水)
- 圓建築課(☎0848-38-9245)
- ※これらの補助金は、予算が無くなり次第終了 します。

# 健康•福祉

# 新たな障害福祉サービス などの紹介

**申問**社会福祉課(☎0848-38-9124)

# ■居宅訪問型児童発達支援

重度の障害により外出が著しく困難な障害児 に対し、障害児の居宅を訪問し、基本的動作の指 導、知識付与などを行います。

# ■就労定着支援

就労移行支援などの利用を経て一般就労した 人に、課題の整理や助言、企業など関係機関との 連絡調整を行います。

# ■自立生活援助

病院などを退院して一人暮らしになった人 に、生活に必要な情報提供や関係機関との連絡 調整を行います。

## ■新高額障害福祉サービス等給付

介護保険サービスの利用者負担の償還を受け られることがあります。

- 対次の要件をすべて満たす人
- ①65歳に達する前、5年間にわたり介護保険相 当障害福祉サービスに係る支給決定を受けて いた人で、障害福祉サービス相当の介護給付 を受けている人
- ②住民税非課税か生活保護世帯の人
- ③65歳に達する前日に障害支援区分2以上で
- ④65歳まで介護保険サービスを利用してこな かった人

10 広報おのみち・平成30年5月